

令和5年度 第3回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年2月15日(木) 9時30分から12時00分まで
- 2 場 所 松戸市民会館 202会議室
- 3 出席委員 池邊 このみ 会長 阿部 貴弘 委員 田邊 学 委員
宇津宮 巨一 委員 入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 事務局 街づくり部 小倉部長、本多審議監
都市計画課 湯浅課長、河村専門監 他担当者7名
河川清流課 小関補佐、大庭主幹
街づくり課区画整理担当室 柴山補佐、新治主任、桑田主任
- 7 議 題 (1) 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における
良好な景観の形成に係る調査審議事項について
① 「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について
(坂川散策路整備事業の報告について)
② 「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について
③ 「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について
(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に係る
調査審議事項について
① 「松戸市景観表彰」の選考について
- 8 配布資料 次第 松戸市景観審議会委員名簿
資料1 「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について
資料2 「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について
資料3 「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について
資料4 「松戸市景観表彰」の選考について
- 9 会議経過 開 会
① 小倉部長 挨拶
② 会議開催要件の確認
委員5名出席により成立
③ 会議の議事録署名人の確認
委員名簿順により、「池邊会長」に確定
④ 議題及び配布資料の確認
⑤ 会議公開に関する確認
松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により公開とする
⑥ 傍聴者の有無に関する確認
傍聴者なし
⑦ 議 事
閉 会 (12時00分)
- 10 議 事 録 別紙のとおり

令和5年度 第3回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 菊地主査)

定刻となりましたので、「令和5年度 第3回 松戸市景観審議会」を開催させていただきます。
本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の菊地と申します。よろしくお願いいたします。
それでは、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。
街づくり部長よりご挨拶申し上げます。
街づくり部長、よろしくお願いいたします。

事務局 街づくり部 小倉部長)

街づくり部長の小倉でございます。
本日は、お忙しい中、令和5年度 第3回松戸市景観審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。
本日もご審議いただきます議事は4件でございます。
1つ目といたしましては、松戸駅周辺地区において、公共サインの整備を行うため「松戸駅周辺公共サイン整備計画」の案でございます。2つ目といたしましては、本年度にこれまで開催した2回の審議会におきましても多くのご助言をいただいた、松戸駅周辺地区における屋外広告物の景観誘導の仕組みづくりにつきましての景観誘導基準案でございます。3つ目といたしましては、新松戸駅東側地区土地区画整理事業の地区内におけるよりよい景観形成に向けてでございます。4つ目といたしましては、平成30年度から令和2年度までに景観法に基づく届出のあったものから、これまで選考を進めてまいりました「松戸市景観表彰」について、本日最終選考を行っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。また、2つ目の議事と合わせ答申いただきますようお願いいたします。
それぞれにつきまして、忌憚ないご意見を頂くとともに、ご審議をお願いいたします。
本年度予定しておりました審議会は、本日をもちまして全て無事開催することができました。本市の景観形成に関し多大なるお力添えをいただき感謝申し上げますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からのご挨拶といたします。

事務局 菊地主査)

ありがとうございました。
議事に移る前に、事務局よりご報告させていただきます。
本日の審議会でございますが、審議会委員5名全員のご出席をいただいております。
従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づきます、開催要件「委員の過半数の出席」の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。
なお、本日の会議は、審議会の議事録作成のための補助資料として録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。議事録の確認・署名につきましては、名簿順の輪番制により「池邊会長」をお願いいたします。
報告は以上となります。
それでは、この後の進行につきまして、池邊会長、よろしくお願いいたします。

池邊会長)

これより議事の進行を務めさせていただきます。
本審議会の議題について、事務局より説明をお願いします。

事務局 菊地主査)

審議会の議題について ご説明いたします。

本日の議題は、

議題(1) 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る調査
審議事項について

①「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について(坂川散策路整備事業の報告について)

②「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について

③「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について

議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に係る調査審議事項について

①「松戸市景観表彰」の選考について

としております。

併せて、配布資料について確認をさせていただきます。

資料といたしまして、

松戸市景観審議会委員名簿

次第

資料1 議題(1) ①「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について(坂川散策路整備事業の報告につ
いて)

資料2 議題(1) ②「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について

資料3 議題(1) ③「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について

資料4 議題(2) ①「松戸市景観表彰」の選考について

以上となります。

どうぞ、よろしく願いいたします。

池邊会長)

続きまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により、「審議会の会議は公開を原則とする、ただし、審議会において会議を公開しないと認めたときは、この限りでない」とありますが、本日の審議会の議題として、

議題(1) ③「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について、

議題(2) ①「松戸市景観表彰」の選考

については、松戸市情報公開条例第7条第5号に定める非開示情報を含むため公開ができないと判断いたしますが、議題(1) ③及び議題(2) ①は非公開とさせていただくことで皆さまご異議はございませんでしょうか。

委員一同)
異議なし

池邊会長)

ご異議がないようですので、本日の会議のうち、議題(1)①、②は公開、議題(1)③及び議題(2)①は非公開とさせていただきます。

それでは、公開の議題における傍聴人について、事務局に報告を求めます。

事務局 菊地主査)

本日の傍聴の申し出について報告いたします。

傍聴の申し出はございません。

池邊会長)

事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんでした。

それでは、議事にうつります。

議題(1)①「松戸駅周辺公共サイン整備計画」について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 山下主査)

都市計画課の山下と申します。議題(1)①松戸駅周辺公共サイン整備計画について、事務局よりご説明いたします。

まず、事業の概要につきまして、本事業は、図に示す松戸駅周辺地区 都市再生整備計画の範囲において、松戸市公共サインガイドラインに沿った、良好な景観形成に資する、統一的なデザインのサインを、連続的かつ適切に配置することで、回遊性を創出し、まち歩きの促進に資するものとして、三カ年計画で整備することを予定しております。

その初年度事業にあたる、整備計画策定業務において、計画案を取りまとめたことから、本審議会ではその内容についてご意見をいただきたいと思っております。

また、本日は初めに、関連事業であります、坂川散策路整備事業について、事業担当課である河川清流課よりご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 河川清流課 小関補佐)

おはようございます。建設部河川清流課の小関と申します。よろしくお願いいたします。

坂川散策路整備事業についてご説明いたします。資料1-2をご覧ください。

「松戸市地区かわまちづくり」と題した資料です。本散策路整備事業区間が昨年12月、国土交通大臣が表彰する「令和5年度 かわまち大賞」という賞をいただいております。こちらは国土交通省からまちづくり支援制度に登録した全国264ヶ所の中から、地域を流れる川を活かして、にぎわいを創出し、他の模範となる先進的な取り組みであると、高く評価いただいたものです。

かわまち大賞は平成 30 年度に創設されて、令和 5 年度で 6 年目となりますけれども、関東では、令和 2 年度に墨田区の「北十間川」の受賞以来 2 件目、千葉県では初の受賞となります。松戸市地区かわまちづくり受賞のエリアは、資料 1-1(4)に示す、松戸駅から徒歩約 5 分程度の旧松戸宿に流れる坂川となっています。

官民連携による水質改善の取り組みを契機に、平成 12 年度にボランティア団体の「坂川とまちづくり市民」の会が設立されました。図面左端の方に「春雨橋」、ここから川に沿って、右端の方にあります Y 字路の上側に「レンガ橋・めがね橋」と併記されておりますが、この約 500 メートルの区間での活動をしております。

このエリアを舞台に市民の方に松戸市や河川管理者の千葉県も加わって年 6 回、河川清掃を行ってきております。平成 18 年度には市民による「松戸宿坂川献灯まつり実行委員会」を組織し、令和 5 年度で 16 回目の開催となる「松戸宿坂川献灯まつり」や、11 回目の開催となる「松戸宿河津桜まつり」を継続して開催されております。

平成 29 年度に松戸市がデッキステージを配する「春雨橋親水広場」を整備いたしました。ここを地域のランドマークとして、更に活動の場が広がっております。

「松戸宿坂川献灯まつり」開催のきっかけとなりましたのは、江戸時代に遡りまして、沿川にある「松龍寺」境内のすくも観音の縁日である 8 月 9 日、10 日にとうもろこし市が立って、献灯が行われていたという伝承が残っておりまして、坂川に清流がよみがえったことを契機に、松戸宿の地元の機運が高まったことから始まりました。お祭りではとうもろこし市、灯籠流し、縁日屋台、ステージイベントなどが行われ、市内外から約 3 万人が訪れております。

また、3 月の最初の土日には、松戸宿河津桜まつりとして、夜桜のライトアップ、ネギ祭り、屋台、ステージイベントなどが行われ、今ではいち早く春の訪れを感じられる、松戸市の季節の風物詩となっております。

なお、現在会員 44 名を有する「坂川とまちづくり市民の会」の活動は、行政のハード整備をきっかけに、自分たちの手で坂川を守るソフト活動で松戸駅周辺に賑わいが生まれ、良好な水辺空間を創出し、地域の活性化に貢献しております。

ここまで事業区域の沿革説明が少し長くなりましたが、これまでの背景をご理解いただいて、「坂川散策路整備事業」の概要についてご報告いたします。

本事業は、この度、かわまち大賞を受賞した河川沿いのエリアにおいて行う修景事業になります。

資料 1-1 (2) をご覧ください。こちらは夜景のイメージ図となっております。この地区では平成 12 年度「坂川とまちづくり市民の会」設立のきっかけとなった「坂川再生ワークショップ」を開催して、「いきものが棲みやすく」「人も水辺も近づくことができ」「川沿いを気持ちよくゆったり歩けるように」というコンセプトにより、坂川再生プロジェクトが行われ、当該地区の河川再生事業が行われました。

その後 20 年以上が経過して、河津桜も立派に成長して春には美しい姿を見せてくれるようになりました。その一方で、一部施設の老朽化も見られるようになってまいりました。そのため、令和 5 年度、再び「坂川とまちづくり市民の会」にご協力いただいて、3 回にわたるデザインワークショップを開催しております。ここでいただいたご意見・アイデアを基に、来年度、令和 6 年度より石畳風の舗装や足元照明などの整備に着手してまいります。

池邊会長)

ただいまご説明ありました、坂川が受賞をなさったということ。また、今後、より良い形で整備をしていくという話でしたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

田邊委員)

今回この整備事業に伴って、サインの更新をされるということだと思いますけれども、それぞれ既存のサインが違う目的で建てられたものであるということと、情報のレベルが相当異なるものなので、統一的にデザインをそろえていただくことは、大変いいことだと思いますけれども、そのあたり十分留意して取り組んでいただきたい。

土木遺産のプレートは、目線より低い位置に建てられていて、結果的にこれがめがね橋への情報を遮らないような形で掲出されているというのは、とてもいい点だと思いますので、サインが建ったので川が見えなくなったということでは本末転倒なので、そのあたりを留意して、調整をいただくと良い。

もう1つは、この場所がとても生活空間に近い場所なので、実際に歩いてみるとごみの集積所等がいくつかあって、それが非常に外部から来た者にとってみると目に付く。こういうネガティブなものをいかにそれなりに見せるかということは、各所にも取り組まれていて、先日、伊勢の志摩に行ったのですが、やはり観光地なのでゴミ捨て場と生活環境が近いということで、観光客が見る場所にゴミ捨て場があるというような状況の中で、ゴミ捨て場自体をアートのような形で位置付けて、場所ごとにデザインを変えたりというような取り組みがありましたけれども、そういう積極的な方向がいいのか、もう少し目立たなくするという消極的な方向がいいのか、この場所の場合は検討の余地があると思いますけれども、そういう外来者から見て、これはあまり綺麗じゃないなというものがあれば、その辺りについても留意して取り組んでいただければいいかなというふうに思いました。

池邊会長)

今のご意見非常に重要な点を含んでおりまして、やはりごみについて特に松戸花火の時期など、この辺ではそのあとのごみが大変なことになっていると思いますけれども、そういった点、ぜひご留意願いたいと思っております。

私も「坂川とまちづくり市民の会」と、学生と一緒に交流させていただいたことがあるのですが、非常に皆さん積極的な方で、歴史を知り、ここを守りたいという強い意向を持ってらっしゃいます。

この図面ですと一番右の上に戸定邸が出てくるのですが、戸定邸にも繋がる宿場町らしいものがもう少し早くできていると、この町並みの古い宿場町らしい民間建物もいくつか残ったのかなという点で、そのあたりだけは10年遅かったかなという感じはするのですが、それでも水質が戻ったということもあり、非常にすばらしいことかと思えます。

ですから、サイン計画もぜひ戸定邸などとも合わせて、ここだけとかっていう形にすると、すべてが松戸市のここだけ、ここだけという形になってしまいますので、ぜひこの今回のサインの全体の計画もごございますので、その辺ご留意いただければと思っております。

阿部委員)

坂川は、景観重要公共施設になっているのでしょうか。

事務局 山下主査)

なっています。

阿部委員)

それであればせっかく公共空間を整備するので、沿道についても検討される景観重点地区にしてい
くとか、公共と民間をセットで空間を変える、動く大きなきっかけになると思いますので、ご検討を
いただければなと思いました。

それが1点と、もう1つはこの舗装のデザインは石畳で決まっているのでしょうか。

事務局 河川清流課 小関補佐)

石畳風のものにいたします。ワークショップの意見であり、当時の石畳を寄付して頂いたり、本陣に
使われていたものが川沿いで利用されていたり、松龍寺参道には今も現存するなど、アイコンのような
感じですかね。

阿部委員)

サイン計画として、サインを見ながら歩くというのはあるのですが、せっかく石畳にするのであれ
ば、全部は無理ですけども、少し周辺に延ばして、その散策路を、サイン計画と一緒に舗装として使え
るような延長線上に検討されると、サインだけじゃなくて、空間としての繋がりっていうのも出てくる
と思います。

お金がかかりますので難しいと思いますけど、そういう波及効果というか、将来への波及っていうのも
併せて検討していただくと、本当は駅前から繋がりっていうのが出てくると思います。

池邊会長)

最近では全部市の予算でやるか、或いはクラウドファンディングなどで市民の方にもご協力いただ
いたり、松戸市の企業さんとかにご協力いただいたりするの、1つのアピールの手法にもなりますの
で、ぜひその点もお考えいただいて、やっていただけるといいかなと思います。

宇津宮委員)

坂川散策路整備ということでご説明いただいたところですが、人の流れというところも重要か
なというふうに思います。エリアについての資料左側の方で、駅から来てキテミテマツドのところド
ンと止まってしまうですね。その流れをうまく各所と相談して、つくっていかなければならないとい
うのがあります。

あと、資料右上の方に戸定邸がまたあるわけですが、こここの流れも松戸神社の前の通りがち
よっと味気ないというところがあるので、あまりにも近代的というか、ただの高架という風になってし
まっているので、こここの流れも影響を考えながら進めていただければ、人の流れっていうのも変わっ
てきて、魅力ある河川散策路になるのではないかなと思います。

池邊会長)

戸定邸との関係は非常に大事だと思いますが、駅ビルができて、どういう形で戸定邸の主要沿道を考
えるかというのをぜひ、連携の上、お願いしたいと思います。

入江委員)

商工会議所の方では常々河川清流課さんとも連携しております、特に県知事への要望なので、川の流れを明らかにしてもらいたいって言うところではありますが、なかなか国との連携がうまくいかない部分があるのですけれども、今は松戸宿坂川献灯まつり実行委員会、商店街の人からですね、本当に手弁当でやっていただいてここまで持ってきたというところで、クラウドファンディングというのも難しく、やってもなかなか集まらない状況の中で、こういった実行委員会等々で頑張っている方々には少し支援をしてもらいたいというのがあります。このままいい形に持っていきたいと思いますので、ぜひ支援をお願いしたいです。

池邊会長)

この地域が良くなると、それこそキテミテマツドまでの通日も、西口側の駅前の通日もあって、活性化が進むと思いますので、是非ともそのあたりの支援、市の方の予算になるかと思いますが、今回で受賞したということもありますので、ぜひよろしく願いいたします。

事務局 山下主査)

サイン計画の全体計画及び松戸駅デッキ周辺についてご説明いたします。

全体計画に関しましては、誘導対象とする施設を「41 施設」設定いたしまして、そこまでのサインとして、駅前に総合案内サインを 3 か所、周辺の各拠点に 9 か所の周辺案内サイン、交差点等に誘導サインを 33 か所配置しまして、計 45 か所となっております。

松戸駅については現在改良工事を実施中でして、東西自由通路の位置が変更されることから、これらのことを加味した配置計画としております。松戸駅の改良事業に関しましては、現在 2 つの通路があるものを、1 つに集約される形になります。イメージとしましては、こちらは西口の写真なのですが、現在北側にある通路が、南側の方に移ります。現状サインが設置してある位置は北側のあたりになりますが、エスカレーターの手前側に集約することを検討しております。

続きまして東口側から見た写真になります。現在北側に入口があるものが、もう少し南側の位置に移ります。それに伴いまして、現在、階段の奥、北側にあるサインですが、階段の手前側、南側に位置を変更したいと考えております。

また、松戸駅につきましては、構造上離れた場所にも昇降場所があることから、それぞれ階段付近やプラーレ松戸の前あたりに簡易的なサインを設置したいと考えております。

その他のサインとしまして、地上用機器の地域の活用を考えております。資料の赤い丸 2 つの場所につきましては、松戸市役所への案内を簡易的に表示することを検討しております。青い丸 3 ヶ所に関しましては、戸定邸などへの案内のサインを設置することを検討しております。この他にエリア内の置き看板を巻き型のものに変更することも検討しております。

最後に今後の予定といたしまして、本日ご審議いただいた内容は、意見書として取りまとめまして、今後の事業に反映させていただきたいと考えております。

整備計画に基づきまして、来年度にサインの盤面デザイン及び図面の作成まで行う設計業務を、再来

年度に設置工事を予定しております、今後も適宜、景観審議会・景観アドバイザーにご報告させていただきたいと考えております。

田邊委員)

一番最後に工程、これからの予定をご説明いただきましたけれども、来年度がサインの表示面の設計、設計と施工が分かれるという理解でよろしいですね。

サインの場合、施工がこういう公共サインに慣れている業者さんでないと、看板と同じような業者さんになってしまうと、しっかりと施工できないというようなケースが散見されまして、例えばせっかく精緻に表示面の設計をしても、いつの間にか書体が変わっているなどのケースが多く見られます。

まだ先のことだと思いますけれども、業者さんの選定をするときに、一般的な競争入札ではなくて、ある程度のフィルターをかけないと、せっかくいいものを設計しても、それが実施されないというケースが散見されますので、そのあたりを留意していただきたいというのが1点です。

地上機の活用について、簡易的な矢羽のサインをつけるということだと思いますが、こういうものをつけるときに、サインというのは基本的には同質の情報が経路上に連なって掲示されることで、道を覚える、見つけていきますので、例えばこのサインの場合は松戸駅のピクトグラムが入っていないですが、そういうところをできるだけそろえていただいて、同質のものが繋がっているというような形に基本的にはなるように、調整いただけるとより良くなるのではないかと思います。

池邊会長)

今の業者さんの選定の方法については、非常に大事なところで、どうしても入札で安いところという形になっていきますけれども、できれば総合評価などをしていただいて、ロゴや書体、今後の維持管理のしやすさ、あとは車が事故みたいな形で当たってしまったりとか、いろんなことが広告媒体につきまして、特にこの事業用の機器全体に関しては起きますので、通常のいわゆる標識とは異なることがあるかと思います。

今私も、民間の方にぜひ良いものをしてくれということを宣伝、周知しようとしていますけれども、そのためには、公共がまずはその模範として、美しく、スタイリッシュで格調が高い松戸らしい良いものができたと言われるものができることが一番のことだと考えますので、ぜひそのあたりについては、事務局の方で、協議をしていただければと思います。

阿部委員)

駅ビル・駅舎はこれから工事に入ると思うのですが、ペDESTリアンデッキについては、東口では改修予定はあるのでしょうか。

事務局 山下主査)

東口の改修は現在、予定しておりません。

阿部委員)

せっかく良いサインを造っても、東口の転落防止柵のデザインがバラバラだったりするので、将来的にこれをそろえていくようなことも念頭に、設置位置はちょっとした配置で大分変わってきますし、改修する際に邪魔になるということもあるかと思えます。一度作ると10年・20年は使わなければならないと思えますので、長期的な視点も持って、設置位置は本当に10センチ、20センチとか1メートルぐらいで随分変わってきてしまいます。丁寧に検討いただきたいと思えます。

池邊会長)

東口は特に、西口よりもより看板が迫っているところございまして、唯一市が触れる資産、自由に触れるのがデッキ上だけということで、そうなりますとデッキの柵の色、舗装の色も含めて、美しい感じになるということが、東口にとっても駅ビルができた段階で、西口と同じような形に、今までのゲームセンターがあってというようなものとは、少し違うなというふうに感じるようなものにしていただくということが大事かと思えますので、ぜひ、デッキ上のサインだけではなく、その周辺の工作物のデザイン、色彩の検討もお願いしたいと思えます。

あとは西口のタクシー乗り場がなぜか、タクシーを使う方というのは高齢者や車椅子の方とか、バリアフリー、ユニバーサルデザインが必要なのに、東口のエレベーターしかなくて、西口はタクシーの乗り場に行くものがない。エスカレーターはできましたけれども、あちらからですと、バス停があって、自家用車でしたら拾ってもらえますけど、タクシーには乗れないですね。その辺りのことも、ぜひこの新駅ビルができるということだけではなく、やはりユニバーサルデザインが松戸駅は非常に他の駅に比べると遅れており、これはJRさんの条件にもよるかと思えますが、ユニバーサルデザインの件は、デッキ上の話なので、市の方の検討状況になるかと思えますので、ぜひそのあたりのご検討のほどよろしくをお願いします。

また、新しい駅ビルとか新しい出入口ができるということで、JRのビルの幾つかは、壁面緑化が結構行われているところもあるので、東口と西口、どちらかという西口の方がやはり見栄えがするのかなと思うのですが、小さな空間でもいいので、入口の周りに少しだけでも、壁面緑化の空間を作っていただくと、先ほどの坂川との連携もいいですし、やはり緑があるだけでも、雰囲気は西口の方が東口に比べると緑が逆に少ないですので、是非ともそのあたり、別部門が検討、協議なさるとも思えますので、ぜひ、事前からそういうような要望を出していただけると、よろしいかと思えます。よろしく願います。

池邊会長)

他になれば、議題(1)①については、以上でよろしいでしょうか。

池邊会長)

それでは、議題(1)②「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 菊地主査)

議題(1)②に移る前に、河川清流課は、これをもちまして退席させていただきます。
ありがとうございました。それでは議題(1)②に移らせていただきます。

事務局 藤島主事)

本議題の審議にあたり、松戸市景観条例等施行規則第18条第4項の規定により、株式会社都市環境研究所の方にご出席をいただき、事務局からの説明の後、質問・意見の際にご対応をお願いすることといたします。

それでは、議題(1)②「松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン」の運用に向けた検討についてご説明いたします。

第2回審議会でお示ししました、景観形成重点地区の考え方について、12月開催の景観アドバイザー会議でのご助言を踏まえ、景観条例の改正、景観計画の改定を見据えて、「駅周辺景観形成重点地区」について、再整理をいたしました。

スライド3、昨年度とりまとめた、ガイドラインについては、改定後の景観計画の周知及び運用に活用していくことを想定し、より充実とした内容となるよう、景観条例の改正及び景観計画の改定を踏まえて、更新します。

スライド4、駅周辺景観形成重点地区として定める事項について、ご覧の5つになります。詳細は次ページ以降です。

なお、今回、良好な夜間景観づくりに関する方針も取り入れております。

スライド5、重点地区の範囲については、「ガイドライン」の対象区域とし、これまで「重点的に景観形成を図るエリア」としていたところを「重点エリア」として設定することとしています。また、デジタルサイネージに関して原則禁止する区域として「駅前広場周辺エリア」を追加しております。

スライド6、景観形成の方針について、上位関連計画等を踏まえ、整理し、地区全体の方針等を設定しております。

スライド7、駅周辺景観形成重点地区は、屋外広告物に主眼を置き景観形成をはかる地区として、景観条例に基づく事前協議を設定いたします。対象規模は②にお示しする区域、規模で考えております。なお、重点エリアにおいては窓内広告物も協議の対象としています。

スライド8、重点地区の構成としまして、まず地区全体で共通する配慮指針があり、重点エリアにおいては、エリア別、広告物の種類別に配慮指針を設定する形としました。

スライド9、地区全体の配慮指針については、松戸駅周辺屋外広告物ガイドラインにて整理した、8つ配慮事項を引き継ぐ形としました。その中でも、色彩については、定量的に示す基準を設定しております。

スライド10、重点エリア別の配慮指針は、現地調査を踏まえ、エリア別に、特に影響のあるもの、積極的に誘導すべき広告物の種類を設定し、配慮指針を示すこととしています。

スライド11、広告物に照明を用いる場合、影響が大きいと想定されることから、地区全体の指針を設定しています。

スライド12、併せて、重点エリアは、夜間景観の創出、良好な光環境の形成に向け、景観誘導を強化する必要があることから、配慮指針を別途設けています。

スライド13、デジタルサイネージについては、景観や住環境に与える影響を鑑み、特に影響が大きい大型のものを想定し、原則設置を禁止するエリアを設定します。なお、影響が少なく、一定の景観配慮を行ったものについては、この限りでない、という形で設定を考えております。

スライド14、地区全体における、デジタルサイネージの景観配慮指針をお示ししております。

スライド15、デジタルサイネージを原則禁止するエリアにおいて、一定の景観配慮を行った場合この限りではないとしていますが、その条件となる配慮事項をお示ししております。

スライド16、窓内広告物につきましても、屋外広告物同様、配慮指針を設定することとします。
スライド17、なお、窓内広告物の景観配慮指針は、重点エリアにおいて設定することとします。
ご説明は以上です。

本日のご審議を踏まえ、今年度の検討内容について景観審議会会長より、答申を頂き、次年度以降は、景観条例の改正、景観計画の改定のための検討と併せて、地区の指定に向けて進めてまいります。

それでは、ご審議の程、宜しく願いいたします。

池邊会長)

ご説明ありがとうございました。

今お話がございましたように、こちらの運用に向けた検討については、本日の議論を経て、答申をす
るという形になっておりますので、是非とも皆様方からの積極的なご意見いただければと思っております。
いかがでございますでしょうか。

田邊委員)

当審議会でもたびたび議論になっていきますけれどもデジタルサイネージについて、今回は禁止エリ
アというのを設けて、原則禁止にすると。基本的には禁止するというのを定めているわけですがけれど
も、資料の15ページを見ると、禁止エリアですけれども許可要件のようなものがつらつらと書いてあ
って、これを見ると、設置できるようにどうも見えてしまうということがあって、禁止エリアについて
は原則禁止とするというぐらいの表記にして、協議するときにはここに書いてあるような配慮指針を、
内部の規定のような形で協議するような形にしていけないといけない。これをそのまま見せると、これ
に沿ったものが出てしまっていて、禁止というのが有名無実化するということがあるのではないかと思
いますのでちょっとその辺りは、運用上の工夫をお願いしたい。そして禁止エリアについては、基本的
には、低い位置に小さいものがつくのは許容するけれども、高い位置につくということは、やはり禁止
している以上は、ご遠慮願いたいというのが、本来のところだと思っておりますので、例えばデッキの上にあ
るものとかそういうものをあまり許容するのは、好ましくないのではないかとということです。

あとここにある離隔距離について、10メートル以上ということがありますけれども、これも難しく
てですね、お隣の建物が先に作ってしまうと、隣の建物はつけられないケースというのが出てきたりし
て、これ、どちらが公平性があるかということになります。例えば、1建物、デッキに面している面1
つにつき1つに限るとか、そういうことの方がよりクリアになるのかなというふう思います。

これ実はですねやっぱり建物の大きさと関わってくるのですが、千代田区の日比谷にある大きな商
業施設でも、実際にサイネージをつけるときにそういう約束をして、それが結果的にかなり効いていま
して、1つしかないサイネージなので、シェアして使おうとか、そういう動きにもなってきていますの
で、屋外広告物を集約する意味では、建物1つに1つ、デジタルサイネージがついていて、それが建物
のテナントさんで共用されるような形で、運用されていくと、より良い方向になるのかなというふう
にも思いますし、あと、基本的にこの禁止エリアについては、デジタルサイネージは自家用のものを基本
に作っていただくという形にしたほうがいいのかと思います。以上です。

池邊会長)

はい、ありがとうございました。

今ご指摘ありました15ページのところ、やはり駅前のデッキに面する建物の壁面等に設置する場合というような形で、書かれてしまいますと、設置してもいいんだなという前提のように見えてしまうので、これは一応内規で、皆さん年末年始、いろいろとご意見賜ったかと思えますけれども、そういうような案件が出てきたときに、どうしてもという場合に、こういうものがあれば、何とか許可をしようというようなときに、使うものということ。これを積極的に表に出すと、このように設置してしまうようなこともあるかと思えますので、ぜひそのあたりは気をつけて出すような形をお願いしたいと思います。

他にございますか。

阿部委員)

運用ということですが、多分、現状を見ると、運用にあたっては、なるべく出す出さないというような運用を念頭に置かれていると思うのですが、例えば、東口ではもうそろそろビルの建て替えの時期なんじゃないかな、と思います。建て替えにあたって、こういう屋外広告物の掲出にも配慮していただくよう協議をするといったことも必要。

景観の表彰には広告物の部門はあるのでしょうか。

事務局 菊地主査)

あります。

阿部委員)

条例の改正にあたって、改正した後にうまくこうやってくれたものを、積極的に表彰していただくか、いいものを誘導するという視点もぜひ運用にあたって検討いただくとよい。こういうことをすればいいんだと、心ある人は気づいてくれるでしょう。

池邊会長)

ありがとうございます。褒め育てということはとても大事だと思います。

今おっしゃられたように、やはり駅ビルが変わるということで、東口のいくつかのビルは、この際、建て替えよう、といったようなことが、この5年ぐらいの間で考えるところもあるかと思えますので、そういったときに是非ともうまく景観協議によって模範になるようなものが出てくるような形をお願いしたいと思います。

他にございますか。

入江委員)

資料の4ページにある届出等対象行為の屋外広告物は、景観条例に基づく事前協議の対象行為と書いてありますが、この届出は県にする届出書でしょうか、それとも市に届出するものでしょうか。

事務局 藤島主事)

市に届け出るものです。

入江委員)

それと5番目に景観形成基準、景観配慮指針とありますが、指針という場合、行政が言う指針っていうのは、具体的な計画の策定にあたって、行政目的を達成しようとする場合準拠すべき基本的な方向性と、ということだと思います。条例や要綱よりも拘束力が弱いという形になると思うんですが、これについて罰則とかがっているのは何か考えているのでしょうか。

事務局 藤島主事)

現在、罰則等については考えていません。

入江委員)

罰則はないということですね、わかりました。

皆さんご存じないかと思うのですが、中小企業を取り巻く環境がものすごく厳しい状況で、今年、昨年と比較しますと、廃業している企業が4%増えている。利益の適正な値段に転換できる状況にはない中で、先ほど商店街の人が頑張っていると申しましたけど、商店街がほぼ機能しないような形で、高齢化が進み、増収もないという中でご支援をしてくださいっていう意見を言ったのですが、これから都市計画として商店街をどう考えていくか。今後この駅前を再開発していくのかどうか。新拠点整備がまだ進まない中で、都市再生整備計画がありますが、これからの担い手のことを考えていかないといけない。例えばこの広告だけ規制しようということになると、それだけで企業の動きにも影響がある。企業・行政がお互いに納得できる形でないといけないと思うのでどういう罰則なのかという質問をしました。

いいまちにしていくことが大事であり、商工業者そのものも、いい方向に持っていけるように少しずつ認識を変え、それを継続しながら取り組んでいる。商工業者の視点も少し考慮いただけるとよい気がします。以上です。

池邊会長)

ありがとうございます。非常に重要な点でございます。

広告を派手にすれば、人が入るとい時代はもう多分終わっていると思います。ではどういもののであればいいのか。坂川の今回のまちづくりなどでも、空き店舗を活用した飲食や物販など、若手の人による新規出店の誘致といったことも必要なのかと思っています。

私、千葉の北西道路と湾岸道路の整備に係る委員会に入らせていただいたのですが、印西と白井はものすごい勢いで人口が伸びているんですね。今までは柏の動向に対して松戸は考えていくというようなことがあったと思いますが、今後道路が整備されると我孫子の方も便利になり、人はそちらを向いていくようになるかもしれない。

若手の人が松戸に住み、営業したいと考えるようになることを広告媒体とともに考える必要があるかなと思います。非常に大事なご意見ありがとうございました。

宇津宮委員)

5ページにある駅前広場周辺エリアについて、100メートルの範囲と記載されていますが、この考え方についてご説明をいただければと思います。お願いします。

事務局 都市環境研究所 酒井)

デジタルサイネージは駅前のデッキから見えるものについて厳しくしていくことを念頭に検討しています。駅から離れて設置しているが、明らかに駅前デッキから見えることを想定したのがあり、これは駅前のデッキからおおよそ100m以内にあります。今後も同じようなものが設置されることがあるかもしれないため100mを範囲としています。

光そのものは100m以上離れても見えますが、デジタルサイネージとして100mを超えた場合は現在見えているものよりも見えにくくなると思われます。現実的にこれ以上離れたところで駅前デッキからみるのは難しいと思います。

駅前からの景観を考えるうえで、影響のあるエリアを設定して景観に配慮していただくよう提案しています。

宇津宮委員)

現状で一番離れているものが100mということで、これ以上遠いところはなく、音もださないということでもわかりました。質問をしたのは、いったん範囲を決めて後から範囲を広げていく、狭めていくといったことは難しいので、100mという範囲をどう考えられたかを知りたかったわけです。ありがとうございます。

池邊会長)

100mというのが後々それを広げるとかっていうことになると、指針とはいえ、難しいっていうことがありますからそれで本当に足りているのかというのは大事な要素になるかと思えます。

他にございますでしょうか。

一応今回のご提示いただいた景観ガイドラインについては、本日のご意見を踏まえれば、他に意見がないということでよろしいでしょうか。

※議題(1) 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る調査審議事項について③「新松戸駅東側地区土地区画整理事業」について及び、議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第6号に基づく景観表彰に係る調査審議事項について①「松戸市景観表彰」の選考については、松戸市情報公開条例第7条第5項に定める非開示情報を含むため非公開とする

池邊会長)

他になければ、議題(1)②については、以上でよろしいでしょうか。

事務局 菊地主査)

池邊会長、議事の進行につきまして、ありがとうございました。

次回、令和6年度第1回審議会の開催時期は、例年の通り「6月下旬から7月上旬頃」を予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は、以上となります。

本日、審議委員の皆様には、ご多忙の中、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。

以上で、令和5年度第3回松戸市景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。